

J R 東海労働関西地「申」第18号
2017年2月21日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「新幹線車内、委託業務従業員の基準に満たないクルーへの手当」に関する申し入れ

現在、新幹線車内での販売、車掌業務を委託している J R 東海パッセンジャーズサービス（J R C P）の従業員が、のぞみ号・ひかり号の殆どの列車で基準に満たない人員（乗組員）での乗務が続いている。この間、組合は、安全の確保と旅客サービスの低下であると問題にして改善するように主張してきた。

会社は、このような J R 東海パッセンジャーズサービス（J R C P）の基準に満たないクルーに対して約 2 年前から手当を支払い業務委託を続けてきた。これは、適切な要員確保を指導することなく、そこで働く社員の労働強化を続けてきた結果であると言える。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. のぞみ号・ひかり号の車内販売業務の基準乗組数を明らかにすること。
2. のぞみ号・ひかり号の旅客案内を委託している基準人員を明らかにすること。
3. J R C P の基準に満たないクルーの社員に対して、会社が手当（500円）を支払っているのは、事実なのか明らかにすること。
4. 上記の内容が事実なら、何に基づく手当なのか明らかにすること。また、その目的といつから支払っているのか明らかにすること。
5. 基準に満たない人員での車内業務について、J R C P に対し適切な要員確保の指導を行っているのか明らかにすること。また、行っているとすればその具体的内容を明らかにすること。
6. 基準に満たない体制での委託は、安全と旅客サービスの低下であり早急に改善が必要であると考えますが、会社の見解を明らかにすること。

以上